

# 第 40 回理事会議事録

令和5年2月28日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金  
第40回理事会議事録

1. 招集年月日 令和4年10月26日(水)
2. 開催場所 「田中田村町ビル5階5D室」  
東京都港区新橋2-12-15
3. 開催日時 令和5年2月28日(火) 午後3時
4. 理事現在数 4名
5. 出席理事数 4名  
(出席者) 小林 悦夫、齊藤 恭一、炭谷 茂、鶴 精三  
(欠席者) なし  
(監事出席) 蒲生 七郎、森居 秀彰

6. 概要

事務局から理事現在数4名中、出席者は4名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

次に、炭谷代表理事(以下「理事長」という。)が開会の挨拶を行い、定款第37条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第45条に基づき、炭谷理事長、蒲生監事、森居監事とする。

7. 議案等

(1) 第1号議案

「令和5年度事業計画書及び予算書」の件

(2) 第2号議案

「顧問の選任」の件

(3) 報告事項等

- ① 「職務執行状況報告(理事長)」
- ② 「職務執行状況報告(常務理事)」

◎ 第1号議案 「令和5年度事業計画書及び予算書」の件  
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第13事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日迄となること。
- (2) 平成23年10月に公益財団法人に移行してから、事業年度としては13年目

を迎える。移行時と比較して、予算規模は半分程度となるなど公益財団発足から現在までの間に、援護基金事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

公益法人制度の枠組みの中で運営を行うには何かと課題は多いが、公益法人制度に則り的確な対応ができるよう引き続き職員間の意識改革を図り、運営体制の充実に努めることとする。

(3) ここ数年新規帰国者がいないこと、帰国者の高齢化、帰国者問題の風化、さらには3年間にわたり続いている新型コロナウイルスの感染問題等により帰国者支援事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。常に現状を適格に把握し、堅実な事業を実施していくこととする。

(4) 収入面においては、寄付金収入の増加を見込むことは、大変難しくなっているが、国が実施する中国残留邦人の体験と労苦を伝える「語り部」事業の活用等普及啓発活動を地道に進めながら減少傾向に歯止めをかける努力を続けていくこととする。

また、資産の運用においては、引き続き堅実な運用を図り安定的な収益を目指すこととする。

支出面においては、公益財団として求められる役割を果たしながら、現状に即した効果的な支出を行うとともに、国からの委託費を含め、あらゆる点において無駄削減、合理化の努力を続けることとする。

(5) なお、収入の見込み額が大きく減少する場合には、年度内に精査の上「特定資産（事業安定化準備資産）」の一部取り崩しを行うこととしている。

(6) 「公1」の3事業、「公2」の9事業の各々について、令和5年度事業計画を説明した。

(7) 予算書について経常収益、経常費用のポイント及び約1,770万円の赤字予算となることを説明した。

第1号議案に対する各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

鶴理事：細かい事業を実施していることは素晴らしいが、私の周囲でも残留孤児援護基金の理事をしていると言うと、「残留孤児援護基金って何ですか」という反応が返ってくる。養父母お見舞い訪中援助事業を実施していること等は中国ではどの程度知られているのか、今の日本で知っている人はいるのか。今の若い人は全く関心も知識もないのではないか。帰国者問題に関心のある記者等とタイアップして帰国者問題の特集を組んでもらうとかして広く広報しないと、ますますこの問題は風化していってしまう。

事務局：今年度日中国交正常化 50 周年に合わせて、中国吉林省のテレビ局が残留孤児問題の特番を作製して中国国内で放映するために援護基金も取材を受けた。番組は完成して、夏から秋にかけて放映予定であったが、中国国内の諸々の事情で未だ放映されていないとのこと。また、毎日新聞の記者から二・三世の問題で何回か取材があった。いずれも若い記者達であり、帰国者問題に関心を持って記事を書いたりしているが、広く世の中の関心を得るところまで繋がっていないのが実情。

鶴理事：帰国者問題の風化させないことは難しい問題である。

第 1 号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第 2 号議案 「顧問選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

現在竹之下和雄氏に当財団の顧問をお願いしているが、来年度も引き続き選任したいので承認をいただきたい。略歴は別紙のとおりである。

当財団顧問の選任については「定款」第 36 条第 3 項の規定に基づく理事会決議事項である。また、「顧問の報酬並びに費用に関する支給基準」第 3 条第 2 項で、「各々の本俸月額が俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする」としている。

選 任：竹之下和雄

任 期：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

報酬月額：顧 6 号 200,000 円（月 8 日間勤務の場合）

第 2 号議案について理事監事から意見はなく、第 4 号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 報告事項等

(1) 職務執行状況報告（炭谷理事長、第 39 回理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

昨年 6 月 7 日に開催した第 39 回理事会から本日までの職務執行状況を報告する。この間、概ね毎月一回、常務理事から報告を受け必要事項について決裁を行った。

この間の主な事項は次のとおり。

1. 第39回理事会の議事録等の決裁と署名。
2. 第40回理事会資料の決裁。
3. 第17回評議員会の議事録等の決裁。
4. その他、援護基金保有債券（1千万円以上）の満期償還等に伴う買換の決済等。

主なものは以上となるが、理事会等の決議や定款に抵触するような案件はなかった。

(2) 職務執行状況報告（齋藤常務理事）

齋藤常務理事から次の職務執行状況報告があった。

この間の主な事項は次のとおり。

1. 第39回理事会の議事録の作成。
2. 第40回理事会資料の作成。
3. 第17回評議員会の資料及び議事録の作成。
4. 個人情報取扱いに係る厚生労働省の立入検査の対応。
5. 援護基金保有債券（1千万円以下）の満期償還に伴う買換の決裁。等

以上をもって第40回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後3時55分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

令和5年3月15日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理事長 炭 谷 伸

監事 蒲 生 七郎

監事 森 居 秀彰